

静岡県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成29年4月24日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 62,126
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 488,282
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区             | 選挙区             | 選挙区           |
|-----------------|-----------------|---------------|
| 下田市・賀茂郡 19,640  | 富士市 70,109      | 掛川市 31,695    |
| 伊東市 20,570      | 富士宮市 36,974     | 袋井市・森町 28,242 |
| 熱海市 11,341      | 静岡市葵区 71,986    | 磐田市 45,714    |
| 伊豆市 9,338       | 静岡市駿河区 58,703   | 浜松市中区 65,023  |
| 伊豆の国市 13,944    | 静岡市清水区 68,282   | 浜松市東区 34,971  |
| 函南町 10,779      | 焼津市 38,670      | 浜松市西区 30,363  |
| 三島市 30,971      | 藤枝市 40,549      | 浜松市南区 27,796  |
| 清水町・長泉町 20,111  | 牧之原市・吉田町 20,748 | 浜松市北区 25,915  |
| 裾野市 14,406      | 島田市・川根本町 29,992 | 浜松市浜北区 26,249 |
| 御殿場市・小山町 29,421 | 御前崎市 9,135      | 浜松市天竜区 8,997  |
| 沼津市 56,104      | 菊川市 12,509      | 湖西市 16,180    |